

○国東市企業立地促進条例施行規則

平成21年12月21日

規則第50号

改正 平成27年4月1日規則第28号

改正 令和3年3月24日規則第26号

改正 令和4年3月30日規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、国東市企業立地促進条例(平成21年国東市条例第41号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 条例第3条第1項の規定により指定立地企業の指定を受けようとする事業者は、新設の場合は、操業を開始した日から起算して6箇月以内、増設等の場合は、操業を開始した日から起算して3箇月以内に、指定立地企業指定申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 定款の写し
- (2) 登記事項証明書
- (3) 会社概要
- (4) 事業所の位置図及び事業所内の設備配置図
- (5) 事業所の立地に伴う土地、家屋及び償却資産の取得に係る書類の写し又は固定資産台帳の写し
- (6) 事業所の賃貸借契約書の写し
- (7) 公害防止協定の写し
- (8) 指定の申請時点及び第4条第1項に規定する表明時点に係る労働基準法(昭和22年法律第49号)第107条に規定する労働者名簿
- (9) 新規雇用従業者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
- (10) 市町村税に滞納がないことを証する書類
- (11) その他市長が必要と認める書類

(指定の決定)

第3条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、指定を決定し、指定立地企業指定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(遵守義務)

第4条 指定立地企業の指定を受けようとする事業者は、事業所の立地に伴う土地、家屋及び償却資産の取得(賃借を含む。以下この条において同じ。)の着手に先立ち、本市に当該事業所の立地の計画を表明しなければならない。

2 指定立地企業の指定を受けようとする事業者は、前項に規定する表明の日から1

年以内に事業所の立地に伴う土地、家屋及び償却資産の取得に着手しなければならない。

3 指定立地企業の指定を受けようとする事業者は、第1項に規定する表明の日から3年以内に当該表明に係る事業の操業を開始しなければならない。ただし、土地の取得を行う場合は、土地の取得に係る契約締結から3年以内とする。

4 前3項に規定するもののほか、指定立地企業の指定を受けようとする事業者は、関係法令、条例及び本規則に定める事項を遵守しなければならない。

(変更の申請)

第5条 指定立地企業は、第3条の規定による指定立地企業指定通知書を受けた後、当該指定に係る事項を変更しようとするときは、指定立地企業指定事項変更申請書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

(1) 変更の事実を証する書類

(2) その他市長が必要と認める書類

(変更の承認)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、申請を承認し、指定立地企業指定事項変更承認通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(助成金の交付申請)

第7条 指定立地企業は、条例第4条の規定による助成金の交付を受けようとするときは、指定立地企業指定通知書を受理した日以後1年を経過した日から起算して30日以内に指定立地企業助成金交付申請書(様式第5号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、第3号に掲げる書類は、第2条に規定する指定の申請のときに提出していない場合に限る。

(1) 交付申請時点に係る労働基準法第107条に規定する労働者名簿

(2) 新規雇用従業者の住民票の写し

(3) 固定資産台帳の写し

(4) 事業所家賃の支払いを証する書類

(助成金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、指定立地企業助成金交付決定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(助成金の交付請求)

第9条 前条の規定により通知を受けた指定立地企業が、助成金の交付を請求するときは、指定立地企業助成金交付請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(事業の廃止等の届出)

第10条 指定立地企業は、条例第7条第2項の規定により事業を廃止し、又は休止した旨を報告するときは、指定立地企業事業(廃止・休止)届(様式第8号)を速やかに市長に提出しなければならない。

(指定の取消し等)

第11条 市長は、条例第7条の規定により指定を取り消す場合は、指定立地企業指定取消通知書(様式第9号)により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による通知により、助成金の交付決定を取り消す場合は、指定立地企業助成金交付決定取消通知書(様式第10号)により通知するものとする。

(助成金の返還命令)

第12条 市長は、条例第7条の規定により助成金の返還を命ずる場合は、指定立地企業助成金返還命令通知書(様式第11号)により行うものとする。

(承継の申請等)

第13条 条例第6条の規定により立地企業の地位を承継しようとする者は、指定立地企業指定承継申請書(様式第12号)に次の各号に掲げる書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

(1) 承継の事実を証する書類

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、申請を承認し、指定立地企業指定承継承認通知書(様式第13号)により通知するものとする。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年4月1日規則第28号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年3月24日規則第26号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年3月30日規則第14号)

この規則は、公布の日から施行する。